

昭和60年11月24日

設立趣意書

現在、わが国がソ連に対して返還を求めている北方領土というのは、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の四島で、戦後、わが国が一貫してソ連に一日も早く返還するよう要求し続けているものであります。

この北方領土は、私たち日本国民が父祖伝来の地として受け継いできたもので、いまだかつて一度も外国の領地となった事もなく、また日本人以外のいかなる民族も定住した事実のない、いわゆるわが国固有の領土であって過去の国際的な諸取り決めなどによって当然わが国に帰属すべき日本の領土であり、第二次世界大戦後すでに四十年を経た今日、残された未解決の重要課題であり、全国民共通の悲願であります。

昭和三十一年の日ソ共同宣言によって確認された、日ソ平和条約締結のための課題として領土問題の継続交渉、さらに昭和四十八年の日ソ首脳会議において、領土問題は未解決の問題として双方で確認されたのであります。にもかかわらず、ソ連はその後主張をかえ『日ソ間に領土問題は存在しない。』と広言してはばかりず、不当なる考えを固持するに至っております。かかる外交交渉に平行して、北方四島に近接する北海道、東北地方をはじめ全国都府県において県民会議が設立され、県民の認識を深め、世論の盛り上りを図る具体的運動が展開されるに及びました。

こうした情勢下にあって、更に国民の総意を結集し、返還要求運動をねばり強く推進するため、政府は閣議了承において、一八五五年二月七日の日露通好条約の調印の日にちなみ、毎年二月七日を「北方領土の日」と定め、啓蒙を図っております。私たちは、この運動の重要性を痛感し、神奈川県においても県民会議を設立すべく、発起人会をつくり、鋭意努力中ではありますが、県下の諸団体に呼びかけ、格段のご理解、ご賛同をいただきたく、ここにお願い申し上げる次第でございます。